

低入札価格調査制度について

上下水道局では、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「特定役務のうち建設工事の調達契約」の区分の基準額として告示された額以上の工事及び2億円を超える工事（土木、建築、舗装、管及び防水工事を除く。）の入札については、低入札価格調査制度を適用しています。

低入札価格調査制度が適用される案件において調査基準価格を下回る価格で入札した事業者は、下記に掲げる調査関係資料（以下「資料」という。）を、開札日の翌日から起算して2開庁日目の午後5時までに用度課へ提出してください。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件については、調査辞退届の提出をもって資料が提出されたものとみなします。

資料を期限内に提出されない場合は、理由の如何を問わず当該申込みを無効とし、当該事業者には京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱により参加停止の措置を行います。

また、調査は、資料の審査を経て、入札の責任者（代表者や工事責任者等）から事情聴取を行うことにより、契約相手としての適格性を判断することになりますが、不適格とみなす事例等を下記に掲げておきますので、参考にしてください。

なお、資料の提出に当たっては、次の事項にご留意ください。

- 低入札価格調査制度において提出された資料は、提出期限後の差替え及び再提出を認めません（ただし、調査の内容により本局が必要と認め入札の責任者に指示する場合はこの限りでない。）ので、十分に精査のうえ提出してください。
- 外注先等の見積りが極端に安価である場合など、調査の必要上、本局から外注先等へ直接問い合わせることがありますので、あらかじめご承知おきください。

提出すべき調査関係資料	
1 基準価格を下回る価格で応札した理由	【必須】
2 積算内訳書（入札時に提出したものより詳細なもの）	【必須】
3 過去に施工した公共工事の契約書、施工体制台帳、請負代金内訳書	【必須】
4 当該工事の工程表	【必須】
5 手持ち工事の状況を記載した書類（手持工事を有している場合には当該工事も含めた全体の工程表も必要）	【必須】
6 当該工事の施工体系図（材料購入先等を除いた外注先は全て記載すること。）	【必須】
7 外注先、材料等購入先、検査機関等からの見積書、請書等（単価、数量、規格等の内訳が記載されたもの。）	【必須】
8 安全対策の内容（必要機材、数量、現場における配置図、見積書、挙証資料）等を記載した書類（警備員を除く。）	【必須】
9 配置予定技術者及び追加配置予定技術者（いずれも資格者証を含む。）	【必須】

10	過去2年間の決算関係書類（法人の場合は「決算書」及び「貸借対照表」の写し，個人の場合は「確定申告書（収支内訳書を含む。）」の写し）	【必須】
11	許可や資格等を証する書面（外注する場合は外注先のもの）	【必須】
12	自社施工する場合の労働者確保状況（複数の工事を並行して施工することになる場合には，労働者の配置計画），手持ち資材及び手持ち建機等の状況を詳細に記載した書類（写真，車検証等の挙証資料を添付のこと。また，リース調達する場合にはリース会社等の見積書が必要）	【該当する場合】
13	イメージアップ経費が計上されている工事においては，実施する選択項目を明記し，内訳及び見積書等の挙証資料を添付すること。	【該当する場合】

不適格事例	
1	必要な提出書類が欠落しているとき
2	提出書類に不備があるとき 計算間違い，見積書等の印鑑漏れや日付の不整合，見積書の不適正な修正，重要事項の欠落等
3	書類の不整合 入札額と積算内訳書（合計額）の不一致，配置予定技術者の差し替え，外注先等の見積額が積算内訳書の該当金額を上回っている場合，総合評価方式の入札における技術提案内容が積算内訳書等に反映されていない場合など。
4	工事内容を正しく把握していないとき 指定外の工法，規格又は材料等を採用している場合や数量等を誤っている場合など。
5	工事全体の施工体制の裏付けを確認できないとき 外注先の見積書の欠落又は自社で施工するとしても必要な資機材や労働者等を示せていない等，全ての工事内容についての施工体制の裏付けを確認できないとき
6	法令遵守の上で疑義があるとき 建設副産物の処分等
7	その他 適正な工事内容の履行と品質の確保，安全管理の徹底又は下請泣かせの防止等の観点において疑義が生じる場合